

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画土地地区画整理事業（川南土地地区画整理事業）を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画土地地区画整理事業（川南土地地区画整理事業）

二 都市計画を変更する土地の区域

福山市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、福山市建設局都市部都市計画課、福山市建設局都市部川南ま

ちづくり課

四 縦覧期間

平成二十三年三月三日から平成二十三年三月十七日まで